

建設キャリアアップシステム活用工事実施要領

1 趣旨

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価されることで、技能者の適切な処遇につなげる仕組みである。

本要領は、CCUSの活用の促進に向け、山口県土木建築部が発注する工事において、CCUS活用工事を実施するために必要な事項を定め、もってCCUS活用工事の円滑な実施に資することを目的とする。

2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- ・ 下 請 企 業 ：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方を除く。
- ・ 技 能 者 ：元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。
- ・ 技能者登録完了者：CCUSに技能者登録された技能者をいう。
- ・ 施工体制技能者登録：技能者登録完了者を施工体制に登録することをいう。
- ・ 施工体制登録技能者：施工体制技能者登録された技能者をいう。
- ・ 施工体制登録技能者率：施工体制登録技能者の数/技能者の数（計測日に作業していない技能者は含まない）
- ・ 就業履歴情報登録：施工体制登録技能者が現場のカードリーダー等を用いて、就業履歴情報の登録をすることをいう。
- ・ 計 測 日 ：施工体制登録技能者率を計測する日をいう。

3 対象工事

全ての工事を対象として発注する。ただし、工場製作のみの工事は対象外とする。

4 発注方式

契約後、受注者がCCUSの活用を希望した場合に実施する「受注者希望型」とする。

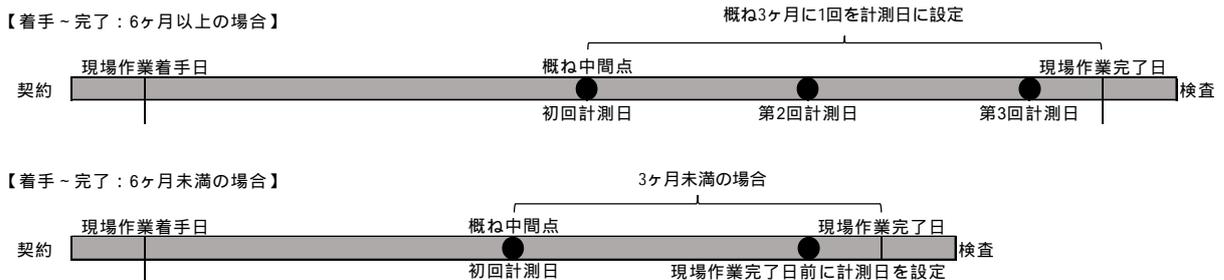
5 実施方法等

- (1) 発注者は、入札公告（または入札情報）に、CCUS活用工事の対象工事である旨を明示し、発注する。
- (2) 受注者は、CCUSを活用する場合、現場作業着手日までに発注者と協議を行い、計測日を決定した後に、カードリーダー等の設置場所、設置期間、計測日を

打合せ簿に記載し、発注者に提出する。

なお、計測日は、受発注者の協議により適宜設定することとするが、現場作業着手日から現場作業完了日（契約工期とは異なる）の概ね中間を初回とし、以降概ね3ヶ月に1回の頻度で設定することを基本とする。ただし、初回の計測から3ヶ月未満で現場作業が完了する場合に限り、現場作業完了日前に計測日を1回設けることとする。

計測日の設定は、出来る限り下請企業等の入場者が多い日を設定すること。



- (3) 降雨等により当初予定していた計測日に急遽現場閉所する場合は、原則として次の現場作業日を計測日とする。現場条件の変更等により当初予定していた計測日に現場作業を行っていないなどで計測日とすることが不適當な場合は、事前に受発注者の打合せのうえ、計測日を変更できるものとする。
- (4) 計測間隔には、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、受発注者の協議により対象とすることが明らかに不適當な期間を除くものとする。
- (5) 計測については、受注者により実施するものとする。

6 実施内容の確認方法

- (1) 受注者は、下記表で定める資料を計測日及び工事完成時に発注者へ提出または提示し、適切に実施されているか確認を受けるものとする。

項目	提出（提示）書類
施工体制登録技能者率	<p>【計測日ごと】 提示：計測日総括表</p> <p>【工事完成時】 提出：計測日総括表 平均値を算出したもの 提示：計測日作業員リスト（任意様式）、CCUS施工体制登録技能者一覧、作業員名簿等（任意様式）</p>
就業履歴情報登録状況	<p>【計測日ごと】 提示：就業履歴月別カレンダー 計測日ごとに当該月までの履歴</p> <p>【工事完成時】 提示：就業履歴月別カレンダー 全工事期間分</p>

- (2) 施工体制登録技能者率は、受注者が作成する計測日総括表を、発注者が確認する。
- (3) 就業履歴情報登録状況は、受注者が毎月確認する。また、発注者は受注者が就業履歴情報の蓄積環境（カードリーダーの設置等）を全工事期間（現場作業着手日から現場作業完了日）維持したことを確認する。
- なお、受注者は、毎月開催する災害防止協議会等において、就業履歴情報登録状況の結果を基に、下請企業等にCCUSの適正な運用と意識啓発を図るものとする。

6 システム活用にかかる費用

CCUS活用に関する費用（カードリーダー等購入・設置費、現場利用料等）は受注者が負担するものとする。

7 工事成績評定

- (1) 工事成績評定要領の対象工事の場合、発注者は、工事完成時に受注者から提出された資料により、下記表に示すすべての基準の達成が確認された場合は、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「5. 創意工夫」にて1点を加点する。

指標	基準（土木系工事）	基準（営繕系工事）
施工体制登録技能者率 （計測日の平均値）	施工体制登録技能者率 60%以上	施工体制登録技能者率 30%以上
就業履歴情報登録状況	カードリーダー等を設置し、就業履歴情報の蓄積環境を全工事期間（現場作業着手日から現場作業完了日）までの期間維持したことを確認。	

- (2) 受注者の都合によりCCUSを活用しない場合、または活用を希望したが基準を達成できなかった場合であっても、減点を行わない。ただし、提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

8 その他

この要領に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

- この要領は、令和4年5月1日から適用する。
- この要領は、令和5年5月1日から適用する。
- この要領は、令和6年12月1日から適用する。